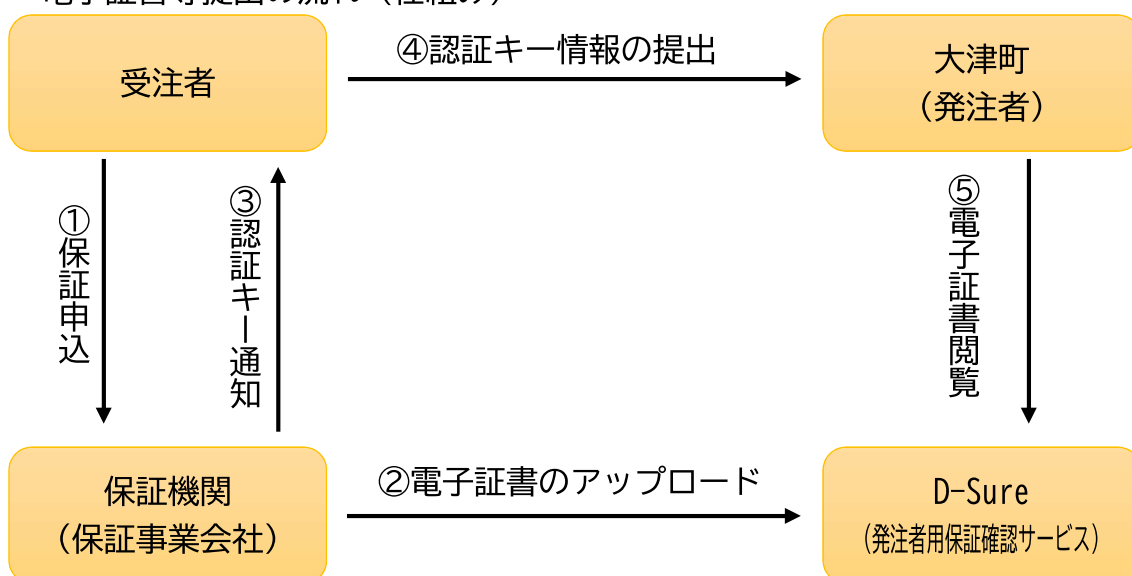


大津町発注工事等の契約保証及び前払金保証の電子化について

令和5年8月21日から大津町発注工事及び建設コンサルタント業務等における契約保証・前払金保証の保証書等について、電磁的記録により発行された保証証書等（電子証書等）での提出を可能としましたのでお知らせします。現時点で電子証書等の発行を予定している保証機関は、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社）です。なお、紙媒体の保証証書等による提出も引き続き可能です。

・電子証書等提出の流れ（仕組み）



・④認証キー情報の提出方法

保証事業会社より発行された電子保証に係る「保証契約番号」と「認証キー」の情報（電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ）が記載された書類（任意様式）を、契約書関係書類を提出する際に併せて提出してください。

・適用開始日

令和5年8月21日以降、新たに工事請負契約等を締結するものから、電磁的記録により発行された保証書等の提出を可能とします。

【問い合わせ 大津町財政課契約管理係 電話096-293-3555】

※①保証申込等については、保証事業会社にお問い合わせください。